

認定第 2 号

令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 5 条第 3 項の規定により令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合各会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算

令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合四万十荘特別会計歳入歳出決算